

1. 件名「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング⑭」

2. 日時：平成29年4月26日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

池田統括調査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

中部電力（株） 本店 原子力部 設備設計グループ 専門部長 他8名

5. 要旨

（1）中部電力から、浜岡原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（耐震安全性評価、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○耐震安全性評価に関して、

- ・ 冷温停止の維持状態で動的機能維持が必要となる機器とその理由、並びに個別機器ごとの動的機能維持評価の記載方針（耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象がある場合とない場合の評価部部位等）
- ・ 炉心シュラウド及びシュラウドサポート並びに、記述されていないが炉心シュラウド支持ロッドの疲労割れに対する評価の具体的内容（評価仕様、解析モデル、入力（荷重）条件、評価結果を含む）
- ・ 今回の高経年化技術評価に当たって既工認からの評価条件、評価手法の変更点があれば、その変更内容、適用実績（あるいは参考資料）

を提示すること。

（2）中部電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

中部電力資料：

- ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所3号炉高経年化技術評価質問事項への回答